

提 案 書 の 解 説

同友会が、一市二町三村の首長と合併協議会の会長宛に提出しました提案書では、データは将来の人口予想値のみに止めており、それ以外にはデータを記しておりません。同友会会員の皆様方の中には、具体的データをお持ちでない方もいらっしゃると思われまますので、提案書の解説を作成し、現状を示すデータをもとに、若干の説明を記載致しました。

固定資産税について

固定資産税については、標準課税が1.4%となっており、下表にありますように、八代市と坂本村を除く2町2村は、この税率を採用しています。八代市は都市計画税など別途の目的税は徴収せず、固定資産税だけを徴収している為、制限税率である1.6%を採用しているようです。他地区の例を見ますと、例えば熊本市の場合、固定資産税は1.4%としており、市街地などは別途0.2%の都市計画税を徴収しています。従って熊本市では、中心部は合算すると1.6%の税率となっておりますが、周辺部は1.4%の税率になっています。

このように、固定資産税だけで考えるのではなく、場合によっては都市計画税などの目的税を合わせて検討して、柔軟な課税方法を検討する事も必要ではないかと考え、提案書にその考えも盛り込みました。と言いますのも来秋の開業に向けて、イオン系のダイヤモンドシティが嘉島町でショッピングセンターの工事に近日中に着手します。この開発については、以前は寿屋が進出計画を立てていました。その理由は熊本市に近い上に、固定資産税も安かった事にあつたと思います。熊本市の政令指定都市を目指した合併が取り沙汰された折に、もし合併した場合、税額が跳ね上がり兼ねず、この事が寿屋の進出に対する障害にならないかどうかという問題が話題になりました。企業が新たな地域に進出を計画する場合、固定資産税の安さは、何ものにも勝る魅力ではないでしょうか。将来の企業誘致なども視野に入れて、どのような固定資産税のあり方がベストなのか、もっといろいろ検討の余地があるのではないのでしょうか。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡 町	東陽村	泉 村
税 率	1.6%	1.6%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

尚、現行1.6%の八代市が固定資産税を1.4%に下げた場合、9億円前後の減収になるようです。5年間スライドして固定資産税率を引き上げると結局31億円程度の減収になるそうですが、その間に特別職や市町村会議員の減員、或いは職員の退職などにより25億円程度の支出減が予想される為、結局5年間で6億円程度、すなわち年間1億円程度の減収になる模様です。新市の財源規模を500億円程度と仮定すると、この金額は0.2%程度にしか当たりません。経営者感覚からすれば、この程

度の比率であれば、十分企業努力で補う事ができる範囲だと考えます。従って、同友会では少なくとも5年間に亘るスライド引き上げは堅持して欲しいとの提案をした次第です。

福祉制度の取り扱いについて

(イ) 国民健康保険税(料)について

まず、国民健康保険税の算定方法について説明します。国民健康保険税は、厳密にいうと医療費に関して徴収する基礎課税額と、数年前から徴収するようになった介護納付金課税額を合算したものです。ここでは、医療費に関して徴収する基礎課税分を便宜上、国民健康保険税として取り扱い説明します。

健康保険税の算定方法には、所得割、均等割、平等割の3つの算定基準から課税する3方式課税法と、これに資産割を加えた4方式課税法の2通りがあります。下表にありますように、八代市と泉村が3方式を採用しており、他の町村が4方式となっています。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡 町	東陽村	泉 村
所得割	11.5%	9.5%	6.0%	7.0%	6.8%	11.0%
資産割		40.0%	5.0%	27.0%	35.0%	
均等割	29,500	22,000	18,000	21,500	20,000	22,500
平等割	27,000	20,000	20,000	24,000	25,000	25,500

均等割、平等割の単位は(円)

所得割は、年末調整や確定申告で所得税額を計算する場合に算定する所得金額から割り出します。ですから例えば給与収入の場合は、必要経費を差し引いた金額が給与所得とされるように、単に収入金額を指す事でないのはご承知の事と思います。この前年度所得金額からまず無条件に33万円を控除した金額を求めます。その金額に表の割合を掛けた金額が所得割になります。

資産割は、支払っている固定資産税額に、表の割合を掛けた金額で求められます。都市部ではアパート住まいや借家住まいの人の比率が高い事から、資産割を採用しない傾向にあるようです。そのような事からか、八代市では資産割は採り入れていません。

均等割は、その世帯で国民健康保険に加入している人数に、表の金額を掛けて求めます。従って八代市を例に取りますと、加入者が1名の場合の均等割は29,500円、その世帯に加入者が2名いる場合は59,000円といった按配になります。サラリーマン世帯は、一般的に勤務先を通じて健康保険に加入していますので、この国民健康保険税の対象になるのは、主に自営業者という事になります。自営業の場合、家族総出で家業を営む場合も多いのではないかと思います。そうなると世帯内の加入対象者は、両親と息子夫婦などと、多人数になる世帯も結構あるのではないかと

推測します。

平等割は、その世帯の収入などの状態には一切関わりなく、無条件に払わなければならないものです。

以上の事から所得割、資産割については世帯ごとに条件が違ってきますので一概に比較は出来ませんが、均等割と平等割は家族構成等で決まってくるので比較ができます。よくモデルケースで使われる夫婦に子供2人の4人家族を例にしますと、加入者が2名という事になりますので、均等割と平等割の合算金額は、最高の八代市の場合で86,000円、最低の千丁町の場合で56,000円というように年額で3万円、月額にして2,500円の差がある事がわかります。

一般的に各自治体は、収入の内訳について所得割、資産割の合計額で50%、均等割、平等割の合計額で50%を大まかな目安にして国民健康保険税を設定しているようです。という事は大雑把な計算になりますが、現状では保険税が高い自治体と低い自治体では、住民負担に平均で月額5,000円程度の差が発生しているのではないかと推測されます。

(ロ) 保育料

保育料が各世帯の収入状況に応じて決まる事は、どなたもご存知だと思います。それではどのような仕組みになっているかと言いますと、住民税や所得税をもとに区分された表のどこに該当するかによって、保育料が決定するようになっています。

保育料は、3歳未満と3歳以上で金額が異なりますが、いずれも国がその基準となる表を7階層に分けて作成しており、それを参考に各自治体が行政裁量により独自の表を作成して保育料を徴収しています。因みに表は、3歳未満児の保育料のもので

		国の基準	新市
A	生活保護世帯	0	0
B	所得税も住民税も非課税世帯	9,000	6,000
C	所得税は非課税だが、住民税は均等割のみの世帯	19,500	12,000
D	所得税は非課税だが、住民税は所得割もある世帯		13,000
E	所得税が20,000円未満の世帯	30,000	19,000
F	所得税が上欄以上32,000円未満の世帯		22,000
G	所得税が上欄以上64,000円未満の世帯		
H	所得税が上欄以上80,000円未満の世帯	44,500	28,000
I	所得税が上欄以上112,000円未満の世帯		31,000
J	所得税が上欄以上160,000円未満の世帯		
K	所得税が上欄以上200,000円未満の世帯	61,000	34,000
L	所得税が上欄以上408,000円未満の世帯		
M	所得税が上欄以上510,000円未満の世帯	80,000	36,000
N	所得税が510,000円以上の世帯		

	八代市	坂本村	千丁町	鏡 町	東陽村	泉 村
A	0	0	0	0	0	0
B	6,000	4,000	4,400	6,500	8,000	6,000
C	12,000	9,000	10,600	10,000	16,000	13,000
D	15,000	11,000		13,000		17,000
E	20,000	15,000	16,200	20,000	24,500	23,000
F			22,000			
G	24,000	18,000				
H	28,000	22,000	31,000			
I	26,000					
J		35,000				
K	41,000	30,000	33,000	34,000	32,000	33,000
L						
M	44,000	36,000		38,000		
N						

この表で、例えば所得税額408,000円以上のM欄の八代市と東陽村を比べた場合、保育料はそれぞれ44,000円と32,000円であり、月額12,000円の差が見られます。また所得税額が64,000円から80,000円未満のH欄を八代市と鏡町で比べた場合、保育料はそれぞれ28,000円と20,000円であり、8,000円の差がみられます。

以上のように保育料は、階層割りの段階で所得税による区分割りが各自治体で違っている上に、各階層の保育料も自治体により大きく違っています。またどの層に対象住民がどの程度いるのかなどの条件で、各自治体の実際の負担割合も大きく違ってきます。そこで国の基準に当てはめて計算した保育料総額と、各自治体が実際に徴収している保育料の総額を比較すると、自治体が負担している割合を計算で求める事ができます。この自治体が負担している割合が、軽減率と呼ばれるものであり、八代市の31.25%から坂本村の47.47%まで大きな違いが見られます。すなわち坂本村民が保育料については、最も恩恵を受けている形になっています。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡 町	東陽村	泉 村
軽 減 率	31.25%	47.47%	39.74%	43.93%	33.43%	33.72%

現在、合併協議会に提案されている新保育料は、表の新市の欄に記載した金額で、これは市町村の保育料平均単価から割り出されており、この金額を国の基準と比較すると軽減率は38%となります。もしこの提案が認められた場合、平均すると鏡町や坂本村では保育料の住民負担は増える事になり、特に所得税額が64,000円以上8万円未満の階層では、鏡町で月額8,000円、坂本村で月額6,000円の住民負担額の増加になりますので、激変緩和策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

それでは、所得税額が64,000円といえは年収でどの程度に相当するかを、簡単に試算してみます。例として保育園に通園させる訳ですから、共働き夫婦に子供2

人と設定します。夫が年収300万円、妻が年収165万円だったとすると、夫の給与所得が192万円、厚生年金、健康保険、雇用保険の本人負担分が合計で11.6%必要ですから社会保険料が35万円、基礎控除、扶養控除合算して114万円。従って課税対象金額が43万円。この金額に10%の税率を掛け、更に20%の特別減税を除くと34,000円程度の所得税になります。次に妻の分も同様に計算すると、給与所得が99万円、社会保険料が19万円、基礎控除が38万円になり、結局所得税額は33,500円程度になります。すなわちこの例にあげた夫婦の合算年収465万円の場合は、所得税額が7万円弱という事になります。

年収465万円といえば、それほど生活には困らないのではないかとお考えの会員の方もいらっしゃる事と思います。しかし育児には膨大なお金が掛かります。子供の進学について考えて見ます。子を思う親の気持ちは誰しも同じで、可能であれば我が子は大学まで出してやりたいと思うのが親心です。それでは、現在現実に大学に通わせるとしたしたらどの程度費用が掛かるのでしょうか。自宅から熊本市内の公立大学に通学させたとして、4年間で最低500万円、もし東京の私大に通わせるとなると、最低でも4年間で1,000万円は掛かると思わなければなりません。大学卒業が22歳とすると、親はこれらの金額を22年間に亘って積み立てておかなければならない計算になります。そうすると、この積立額が年間25~50万円必要です。子供の進路を考えただけで、これだけの備えをしておかなければなりません。その他にも備えておかなければならない事は沢山あります。

このような事を考えると、年収465万円程度の収入ならば、決して余裕のある世帯ではない事がわかります。しかもその収入が、所得税、住民税、固定資産税、それに社会保険料も全て含めた金額という事になると、保育料が年額96,000円いきなり跳ね上がるというのは、決して小さな負担増ではないと考えます。

尚、3歳児以上の表も別にありますが、ここでは省略します。

(八) 医療費について

医療費については、各自治体でまちまちな対応を採っています。千丁町、東陽村、泉村では0歳児から就学前の乳幼児に対して、各家庭での医療費負担はありません。坂本村では、さらに中学生までの医療費負担もありません。一方八代市は、2歳児までの負担は一切ありませんが、3歳児に対しては、月額3,000円を超える金額に対しては、市が負担しますので、各家庭は3,000円以内で医療費がかかります。同様に鏡町でも4歳児からは月額2,000円以内の負担がかかります。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	泉村
全 額	~ 2歳児	~ 中学生	~ 就学前	~ 3歳児	~ 就学前	~ 就学前
2千円超				~ 就学前		
3千円超	3歳児					

尚、参考までに新市に於ける乳幼児の医療費について書き記しますが、3歳児ま

では無料、4歳児から就学前までは、自己負担額が通院の場合月額1,020円、入院の場合月額2,040円で提案されています。

以上のように住民福祉の面では、各種のサービスで各自治体間に大きな違いが出ています。すなわち該当する住民の負担金額は、かなり違っているのが現状です。これを合併と同時に、新市民全て同一条件で平等にという事になりますと、負担金額が下がる住民にとっては、何ら問題なく実に喜ばしい事ですが、負担が増える住民にとっては、一挙に支出が増える事になり、切実な問題となるのは必至です。そこで該当住民の負担金額が激変しないように、これらの福祉制度については、5年程度の期間は緩和策を設けて、該当住民の経済環境の一挙の変化を防ぐ必要があるのではないかというのが提案の趣旨です。

持ち寄り基金について

持ち寄り基金は、各自治体の財政規模の20%以上を持ち寄る事になっています。そこで各自治体の平成14年度の決算ベースを下表に示しました。

八代市を例にとりますと、財政規模は約203億円という事になります。2段目の予定額は、財政規模の20%となる金額を記載したもので、この欄の合計を出しますと62億円強となります。

同友会で提案しておりますのは、住民サービスの面で激変緩和を希望する自治体は、持ち寄り基金を22%以上とするというもので、その2ポイント上積みした金額を、上乗せ額として記載しております。ここに記載した上乗せ額が、激変緩和策によって新市の減収となる金額に見合うものであるかどうかまでは、残念ながら現段階で検証しておりません。

同友会で強く主張したいのは、各自治体の住民がどのような事があっても平等でなければ、この合併は成立しないという事であれば、現自治体が利益を受ける住民に代わって、その利益相当分もしくはその利益の一部を別途負担するなどの柔軟な発想があっても良いのではないかと考え、このような提案を行いました。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	泉村
財政規模	20,313	2,188	1,772	3,623	1,234	2,000
予定額	4,063	438	354	725	247	400
上乗せ額	406	44	35	73	25	40

単位は(百万円)

ごみ袋について

ごみ袋は、泉村が袋のサイズが中袋しかない為、金額だけでは比較できませんが表のように八代市、坂本村の50円から鏡町、東陽村の15円まで大きな開きとなっているのが現状です。合併協議会の提案でも、大袋を50円としているように同友会

でも、提案書に記載した観点から大袋を50円で提案しています。各家庭でどの程度ごみが出ているかはっきり把握した訳ではありませんが、1週間にゴミ袋にして3個たまると仮定すると、15円から50円に価格が上昇する地域では、1週間に100円程度の負担増となります。これは月額400円強の金額ですので、年額にしますと負担増の金額は決して少なくはありませんが、環境を保全する為にも、その程度の金額は我慢の範囲内ではないかと考え提案しております。

	八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	泉村
大袋の単価	50	50	20	15	15	
中袋の単価	35	35				20
小袋の単価	20	25	10	10	10	

袋の単価は（円）

新市建設計画について

八代市が試算した新市財政計画(案)は、表が大きい為ここには記載しませんが、そのシミュレーションは、提案書に触れた内容になっています。現状および将来について全く問題がないのであれば、何も合併する必要はありません。問題があるからこそ、合併論議がなされている訳です。

新聞特集などに目を通すと、国からの有利な補助があるという理由で、それほど役に立ちそうにない事業が行われて来た例の紹介がなされていたりします。これからは無駄な投資はやめ、本当に必要な投資、将来地域が活性化する為に有効な投資を積極的に行って欲しいとの願いを込め、有利な合併特例債の積極的活用を提案しました。

また、合併したからといって、厳しい財政状況に明るい見通しが立つ訳でもなさそうです。とするならば、事業内容の検討だけではなく、職員の問題にも踏み込んで検討しなければならないと考えます。そのような事から職員給与体系のあり方についても提案した次第です。

尚、新市財政計画(案)は、事務局にコピーがありますので、興味のある会員の方はどうぞご覧下さい。